○中国地方整備局告示第二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月十四日　中国地方整備局長　丸山　隆英

一　施行者の名称　山口県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十三年建設省告示第百四号周南都市計画、周南東都市計画及び岩国南都市計画下水道事業周南流域下水道

三　事業施行期間　自昭和五十三年二月七日至平成三十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○四国地方整備局告示第三十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十四日　四国地方整備局長　石橋　良啓

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

十一号　高松市松島町一丁目一一番一一から同市松島町一丁目一一番八まで　四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年三月十四日

○九州地方整備局告示第三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月十四日　九州地方整備局長　鈴木　弘之

一　施行者の名称　佐賀県

二　都市計画事業の種類及び名称　鹿島都市計画道路事業三・四・二号井手西葉線

三　事業施行期間　自平成二十八年三月十四日至平成三十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　佐賀県鹿島市大字高津原字薬師篭、字松篭、字柳篭及び字熊三郎地内

使用の部分　なし

○沖縄総合事務局告示第十二号

次のように都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条の二の規定に基づき、公告する。

平成二十八年三月十四日　沖縄総合事務局長　久保田　治

名称　国営沖縄記念公園

位置　沖縄県那覇市首里当蔵町三丁目

区域　別紙図面のとおり（略）

（内閣府沖縄総合事務局に閲覧所を設け、平成二十八年三月十四日から二週間公衆の閲覧に供する。）

供用開始の期日　平成二十八年三月二十八日

国会事項

衆議院

質問書提出

三月十日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

東日本大震災の被災地における防災集団移転促進事業に関する質問主意書（階猛提出）

保育料値上がり問題に関する質問主意書（西村智奈美提出）

参議院

議事日程

三月十一日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第十二号

平成二十八年三月十一日（金曜日）

午前十時開議

第一　国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律案（第百八十九回国会衆議院提出）

質問主意書提出

三月十日議員から次の質問主意書が提出された。

自衛隊と米軍の共同計画等における自衛隊員の安全確保に関する質問主意書（藤末健三提出）（第八一号）

平和安全法制における自衛隊員の安全確保に関する質問主意書（藤末健三提出）（第八二号）

自衛隊員のリスクについての政府統一見解に関する質問主意書（藤末健三提出）（第八三号）

報告書提出

三月十日委員長から次の報告書を提出した。

国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律案（第百八十九回国会衆第二四号）審査報告書

人事異動

内閣

潜道　文子　前田　新造

国家公務員倫理審査会委員に任命する（各通）（三月九日）

警察庁

（北海道警察情報通信部長）警察庁技官　礒田　孝

辞職を承認する

（関東管区警察局情報通信部長）　高橋　守

同　泉　英一

北海道警察情報通信部長を命ずる

（四国管区警察局情報通信部長）

同　山本　健二

東北管区警察局情報通信部長を命ずる

（近畿管区警察局情報通信部長）

同　中嶋　牧人

関東管区警察局情報通信部長を命ずる

（東北管区警察局情報通信部長）

同　加藤　英二

近畿管区警察局情報通信部長を命ずる

（関東管区警察局千葉県情報通信部長）　同　武富　可南

四国管区警察局情報通信部長を命ずる（以上三月四日）

最高裁判所

長崎地方裁判所判事補兼長崎家庭裁判所判事補・佐世保簡易裁判所判事　兼田　由貴

東京地方裁判所判事補に補する　名古屋地方裁判所判事補兼古屋家庭裁判所判事補・岡崎簡易裁判所判事　冨岡　健史

最高裁判所事務総局総務局付を命ずる　東京地方裁判所判事補に補する

東京簡易裁判所判事に補する（各通）　最高裁判所事務総局民事局付を命ずる

長野家庭裁判所判事補兼長野地方裁判所判事補・長野簡易裁判所判事　福島地方裁判所判事補兼福島家庭裁判所判事補・郡山簡易裁判所判事　湯浅　雄士

東京地方裁判所判事補に補する　最高裁判所事務総局刑事局付を命ずる

東京簡易裁判所判事に補する